

川西市障がい者（児）相談支援事業所運営業務委託 受託事業者選定（公募型プロポーザル方式）実施要領

1. 目的

川西市では、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助など、地域生活や社会生活に関する支援を総合的に行う相談支援事業を実施しています。

この度は、令和2年12月1日から、市内に相談支援事業所を2カ所新設するため、公募型プロポーザル方式（企画提案競争）により、当該相談支援事業所の運営業務を受託する事業者を選定します。

2. 業務名

川西市障がい者（児）相談支援事業所運営業務

3. 業務の実施場所

受託事業者が設置する事業所

4. 業務内容

川西市障害者地域生活支援事業実施要綱（平成18年川西市告示第300号）第7条に規定する以下の業務

ア. 必須事業（必ず実施することが必要な業務）

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) 権利擁護のために必要な援助（成年後見制度の利用援助や障害者差別に関する相談等）
- (5) 専門機関の紹介
- (6) 就労支援事業

イ. 任意事業（事業者からの提案により実施することができる業務）

- (1) ピアカウンセリング
- (2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

5. 履行期間

令和2年12月1日から令和3年3月31日まで（本事業が継続する場合、特段の事情が無い限り1年ごとに契約を更新することができます。）

6. 募集事業者数

2事業者

7. 委託条件

(1) 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく指定障害児相談支援事業者として川西市から指定を受け、これらの事業を本件委託業務と連携して実施すること。また、川西市障がい児（者）地域生活・就業支援センターから計画相談を引き継ぐこと。

(2) 事業所の設置

本件委託業務を実施する相談支援事業所を川西市内に設置すること。なお、本市北部地域には、計画相談支援事業所が設置されていないため、市内北部（明峰中学校区、多田中学校区以北）での事業所の開所を特に希望する（12. 選定方法及び評価基準 (2) 審査の視点及び着目点を参照）。

また、市内の地域包括支援センターにおいて、新たに障がい者相談支援事業所を開設し、法令の範囲内で当該センターの職員が本件委託業務を兼務することも可とする。

(3) 職員配置

事業所には、常勤の相談員を3名以上配置し、うち1名以上は社会福祉士又は精神保健福祉士とすること。ただし、相談員のうち2名は、委託業務に支障がない場合は、当該事業所の他の業務又は他の事業所等の業務に従事させることができる。

(4) 開所時間

事業所は、1週間に40時間以上かつ週5日以上開所すること。ただし、当該週に川西市の休日を定める条例（平成3年川西市条例第6号）第2条第1項に規定する休日がある場合は除く。

8. 業務委託料

(1) 委託料

令和2年度の業務委託料は、消費税及び地方消費税相当額を含み、令和2年12月から令和3年3月までの4か月分として5,600,000円（うち、500,000円は、委託初年度のみ加算する初度調弁費）を限度とします。なお、次年度以降の委託料は、当該年度の予算の範囲内で契約に基づき支払うものとします。

(2) 精算

履行期間終了後、次の①の計算式により業務委託料に余剰金が生じた場合は、②の計算式により算出した額を市に返還するものとします。

①余剰金の算出方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{相談支援事業委託料} \\ \text{計画相談支援給付費収入} \\ \text{障害児相談支援給付費収入} \\ \text{利息収入} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{相談員等の人件費及び} \\ \text{事務諸経費の実支出額} \end{array} \right)$$

②返還金の算出方法

$$\text{余剰金} \times \frac{\text{相談支援事業委託料}}{\text{収入の合計額}}$$

9. 留意事項

(1) 経理区分

本件委託業務に係る経理は、同一法人内の他の事業と区分すること。

(2) 実施状況の報告

本件委託業務の実施状況について、令和3年4月末日までに、その概要を文書で報告すること。

(3) 秘密保持等

本件委託業務の実施に当たっては、障がい者（児）及びその家族の人格を尊重するとともに、業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならないこと。

(4) 中立性・公平性等

本件委託業務の実施に当たっては、同一法人が運営する施設や事業所等とは独立した立場で中立かつ公平に実施するとともに、障がい者等の問題が解決し終結するまで適切に相談支援を実施しなければならないこと。

(5) 委託期間内であっても、委託条件を満たさなくなったとき、または、適切な業務遂行が困難であると認められるときは、契約を解除する可能性があること。

10. 実施スケジュール

実施要領公表	令和2年 9月 18日（金）
質問受付	令和2年 9月 18日（金）～9月 25日（金）
質問回答期日	令和2年 9月 29日（火）
企画提案書提出期間	令和2年 9月 29日（火）～11月 6日（金）
ヒアリング	令和2年 11月 11日（水）又は11月 12日（木）
審査結果通知発送	令和2年 11月 19日（木）【予定】
委託契約締結	令和2年 11月 27日（金）【予定】
委託業務開始	令和2年 12月 1日（火）

11. 提案方法等

(1) 企画提案書の提出

本件業務の受託を希望する事業者は、以下の書類を所定の期日までに川西市福祉部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。連絡先等は末尾に記載）に提出してください。

企画提案書（様式第1号）正本1部、副本8部

提出期限：令和2年11月6日（金）

添付書類：

- ・法人の定款又は寄付行為
- ・法人の登記事項証明書（全部事項証明書のうち現在事項証明書）
- ・法人の財務諸表（直近2年度分）
- ・法人の活動概要が分かる資料（様式任意）
- ・指定相談支援事業所の指定通知書（又は指定申請書）の写し

(2) 質問の受付と回答

この実施要領や本件委託業務について不明な点がある場合は、質問書（様式第2号）に質問事項を記入のうえ、電子メールで障害福祉課に提出してください。

受付期間：令和2年9月18日（金）から9月25日（金）まで

回答期日：令和2年9月29日（火）までに、いただいた質問と回答内容を市ホームページに掲載します。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

業務内容の理解度、業務遂行にかかる意欲並びに具体的な手法の提案内容について、公正な評価を行うためヒアリングを行います。

①日程：令和2年11月11日（水）又は11月12日（木）

②出席者：現に法人の運営に関わっている者（2名以内）とします。

③審査方法：法人によるプレゼンテーションを行ってから、ヒアリングを実施します。プロジェクター等の機材を用いてプレゼンテーションを行う場合、機材の持込み及び設営は法人が自ら行ってください。スクリーンのみ川西市が用意・設営します。なお、プロジェクターを用いて説明する場合は、その資料を9部印刷してお持ちください。

※プレゼンテーションは20分以内（準備時間を除く。）とします。

12. 選定方法及び審査基準

(1) 受託候補者の選定方法

学識経験者等で組織する審査委員会を設置し、企画提案書及びヒアリングの内容を次項に掲げる審査基準により審査し、最も高い点数を得た者を本委託業務に適した受託候補者として決定します

(2) 審査の視点及び着目点

市は、「川西市障がい者プラン2023」で掲げております「相談・情報提供の拠点の充実」を実現するため、地域における中核的な相談支援を行う「基幹相談支援センター」の設置とあわせ、障がい者やその家族などからの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用援助などが行える委託障がい者（児）相談支援事業所の拡充に取り組んでいます。市の取り組みを踏まえた事業計画、提案であったかどうかを着目して審査します。

また、本市の地域性を鑑み、北部地域（明峰中学校区、多田中学校区以北）に事業所の開所を特に望んでおり、一定の評価をするものとします。

<主な審査項目>

審査項目	
1. 法人に関する事項	・ 事業実績や経営状況の健全性等について
2. 業務の実施体制	・ 運営方針、事業計画、人員配置及び設備等について ・ 関係機関との連携について ・ 障がいの特性に応じた支援の考え方について
3. その他	・ 任意事業に対する提案について ・ 事業受託に対する意欲、熱意等について ・ 事業所立地条件

13. 施設を運営する法人の決定

提出された書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づいて、審査結果を踏まえ、施設を運営する法人を市長が決定します。

なお、審査の結果、一定以上の評価を得る法人がなかった場合は、この募集に基づく施設運営事業者の決定はいたしません。

14. 結果の通知及び公表

審査結果は、令和2年11月19日（木）を目途に、全参加事業者に対し、文書及び電子メールで通知するとともに、川西市ホームページで公表します。

15. 契約の締結

受託候補者と業務委託契約締結に向けて協議を行い、合意に至ったとき業務委託契約を締結します。

なお、受託候補者に辞退その他業務委託契約を締結又は履行することができない何らかの事由が生じたときは、前記 12 の選定において次点となった事業者と協議を行います。

16. その他

- (1) 参加事業者から提出された書類等については、理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 本件受託事業者選定に係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例（平成 4 年川西市条例第 8 号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (3) 次の各号に掲げる事由に該当する場合は、本件企画提案競争への参加資格及び受託候補事業者としての決定を取り消すことがあります。
 - ① 参加申込書、企画提案書の提出方法、提出先、提出期間等が本実施要領に適合しない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 委託条件を満たすことができないことが明らかとなった場合
 - ④ 企画提案書のとおり業務を実施できないことが明らかとなった場合

17. 提出・問合せ先

川西市 福祉部 障害福祉課（担当：熊井・高田）

所在地：〒666-8501 川西市中央町 1 2 番 1 号

電 話：(072) 740-1178（直通）

F A X：(072) 740-1311

e-mail：kawa0149@city.kawanishi.lg.jp